THE SUGGESTION
THE SUGGESTION
提　言

中小企業組合総合研究所機関紙
4月1日
第219号（2024年）

発行所
一般社団法人 中小企業組合総合研究所
〒533-0032 大阪市東淀川区淡路3-6-31 協同会館アソシエ2F
電話 06-6328-5577　FAX 06-6328-5588
URL http://www.kumiaisouken.com/

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

入植型植民地主義からグローバル資本主義の危機を読む

グローバル戦争の危機に直面して

大阪労働学校・アソシエ学長　斉藤日出治

ロシアのウクライナ侵攻から2年が経過した。2年前に世界に衝撃を与えた戦争は、今では人々にいら立ちや不安、困惑を与えている。戦争終結の見通しが得られないからだ。さらに昨年10月にイスラム組織ハマスがイスラエルへ武力攻撃を行なったことで、イスラエル軍による報復を招き、中東でも戦渦が広がっている。世界は不透明性と不安定性に包まれている。これからの世界秩序がどのようになるのかを見通すことは難しい。


イスラエルの攻撃でガザ地区では1万4000人以上の子供が命を落としている

現在東欧と中東で進行している二つの戦争は、ポスト冷戦下で急進展したグローバリゼーションがもたらした帰結である。そしてこの国も、「台湾有事」の掛け声のもと「敵基地攻撃能力」を公言し、沖縄・奄美の南西諸島に向けて自衛隊の軍事力を傾注させ、南西諸島のミサイル基地化と列島各地の弾薬庫の整備に邁進（まいしん）している。戦争放棄の憲法をもつこの国がグローバル戦争に向けて音頭取りをしているのだ。

歴史が終焉（しゅうえん）し平和な市場競争が世界を支配すると言われたグローバリゼーションの展開こそが、このようなグローバルな戦争状態を引き起こしたというこの逆説に、わたしたちは目を凝らすべきだ。

先住民の民族浄化

昨年一〇月のハマスによるイスラエルの襲撃は、イスラエルによるガザ地区への報復的攻撃をもたらし、すでにパレスチナ人の死者は三万五千人を超えている。そのうちの四〇%は一四歳以下の子どもである。このような民間人の無差別殺戮（さつりく）は、ジェノサイド＝民族浄化と言うほかない。

ハマスとイスラエルとの軍事衝突を双方の憎悪と報復のくりかえしとみなしてこの悲惨を傍観視するとらえかたに対して、現代アラブ文学者の岡真理さんはこの軍事衝突を生み出しているのは、イスラエルという入植型植民地国家による先住民の民族浄化であると反論する（『ガザとは何か』大和書房）。ガザで行なわれているのは、イスラエルによる植民地国家建設と、それに抵抗するパレスチナ民衆の脱植民地化の闘いなのだ、と。


ユダヤ人であるという事だけを理由にナチスは600万人もの命を奪った

この指摘は、現在の世界が抱える戦争状態がどこに根差しているのかを考えるうえで、貴重な示唆をあたえてくれる。かつてのナチスによって行使された反ユダヤ主義にもとづくユダヤ民族の浄化作戦が、こんにち、ユダヤ民族国家のイスラエルによってパレスチナの民衆に向けて行使されているからだ。

入植型植民地主義

イスラエル国家による入植型植民地主義の展開は、米国、カナダ、オーストラリアといった先住民の住む地域にヨーロッパから入植した西欧人による西欧近代文明の統治様式を意味する。だが、入植型植民地主義は、欧米による非西欧地帯の統治様式であるだけでなく、近代資本主義のグローバルな展開であるこんにちの世界のありようを語りだすものでもある。

入植型植民地主義とは、外部に対して発動される権力であるだけでなく、自己自身の内部に向けて行使されるちからでもある。それは、地域の伝統的な社会諸関係、対自然の諸関係と生態系、さらには内面的な精神や身体に対して行使される近代的なちからの作用としてとらえるべきものである。つまり、われわれが生きている近代世界そのものが入植型植民地主義によって構成されているということを再認識する必要がある。

第一に、入植型資本主義は、自然の生態系を収奪し私的に利用すると同時に、自然の生態系に意図せざる影響をもたらす。森林・土壌・水質などの自然環境の大規模な破壊は、一五世紀以降の入植型植民地主義がもたらしたものであり、一九世紀以降の化石燃料の大量消費による地球の温暖化はその延長線上にある。入植型植民地主義は、ネズミ、昆虫、細菌などの生命体の予期せぬ侵入をもたらし、生態系をかく乱した。世界を席巻（せっけん）したコロナ・パンデミックもこの延長線上にある。地球環境が経験している人新世（ひとしんせい）という地質学的時代も、同様にその帰結にほかならない。

第二に、入植者は交易を通して価値の増殖をめざそうとするから、何世代にもわたって各地域に根付いた固有の伝統・慣習・社会諸関係を暴力的に破壊する。近代の資本主義はこのようなひとびとの社会的・協同的結合関係を破壊して、自然や生産諸条件からひとびとを切り離し無産者化することによって出現した。カール・マルクスが洞察したように、資本の本源的蓄積過程の進行は、入植型植民地主義による暴力の発動そのものである。そして、資本と賃労働という近代資本主義に固有な階級関係は、この暴力が合法的に市場交換という経済法則を通して貫徹する過程の産物である。資本・賃労働の階級関係は、入植者による被入植地域の自然・社会諸関係の収奪を内面化して組織された社会関係にほかならない。


キャプテン・クックの上陸に始まるオーストラリアの植民地化

第三に、それゆえ他人の不払い労働を無償で領有する資本・賃労働の階級諸関係は、異民族を浄化し収奪する人種主義を、そして、社会の再生産労働を無償で利用する性差別主義を、不可避的に随伴し、そのイデオロギーと不可分に交差する。差別が複合的にクロスして、増幅するインターセクショナリティがこうしてたちあらわれる。

求められていること

入植型植民地主義を内面化して成り立つ近代社会の構造がグローバルに展開するとき、そこに地球環境危機、人種主義、性差別、民族浄化といった自然破壊、社会の分断、憎悪と暴力の連鎖が増長する複合的危機が醸成され発現する。わたしたちが直面しているこの世界の悲惨な様相は、入植型植民地主義が発動する暴力にほかならない。わたしたちに求められているのは、この入植型植民地主義が発動する暴力に抗（こう）して、多様な次元で脱植民地主義の抵抗と闘いを組織することである。ハマスの脱植民地主義の抵抗運動と連帯するためには、私たち自身の日常に植民地主義の根を掘り起こし、その根を断ち切る闘いに着手することを不可避的に要請している。

季折々

四「時」は今

私は、今年の一字を「時」とした。それは、関生支部の歴史と共に歩んできた自らの経験で、今、闘う我々を待っているのが「時」と感ずるからである。

ロシアのウクライナ戦争、この戦争は先が見えない状態に陥っている。イスラエルとパレスチナの戦争では、イスラエルがパレスチナ人民の皆殺しを実行しているが、これをアメリカ帝国主義は後押しをしていて、国際社会は戦争を阻止し得ない状況下にある。シリア、イエメン等の内戦（大国の代理戦争）、これは大国の思惑、大国間の対立、それに引きずられた民衆間の闘いである。

国際社会をリードしているのはアメリカ帝国主義であり、ヨーロッパである。この尻馬に乗って、台湾有事とか朝鮮民主主義人民共和国の自国防衛のためのミサイル核開発を「戦争の脅威」として煽って、軍事力増強を進め、日本を戦争ができるようにするための集団的自衛権発動、沖縄辺野古基地建設、南西諸島へのミサイル配備、自衛隊の派遣を進めている。

先が闇のように見える展法則が教えている事は、資本主義終焉の反動である。敵はピンチで必死である。我々が団結して闘えば事態は、「時」は、我々の勝利の条件を作っているのである。戦争を止めるのは人民の力によるものである。現関生支部は御用組合に成り下がっているが、歴史と現実から学び、闘えば、まともな関生支部への再建が可能である。事態打開の「時」、それは今である。

（武建一）

マスコミが報道しない真実⑥
労働組合活動、労働三権への理解不足を指摘

2018年以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）に対して加えられている大弾圧。労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権は憲法28条で保障され、刑法免責も規定されている。法で認められている労働組合活動がなぜ犯罪とされるのか。前執行委員長の武建一氏は一審、二審で下された不当判決に対して控訴、上告を行ない闘う決意を示している。その最高裁への「上告趣意書」を数回に分けて掲載する。今回は連載第6回目（最終回）。

上告趣意書　2023年8月10日

【前号からの続き】　訴法411条3号）。

（4）結論

したがって、4月18日以降の組合活動について契約獲得目的を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、これを破棄しなければ正義に反するといわなければならない（刑



「正当な労働組合活動を犯罪にするな!」（2021年・大阪地裁前で）

5　判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認（その2）

（1）原判決「共謀についての事実誤認」（1）について

原判決は、「本件は、関生支部組合員らと湖東協組関係者らが意思を相通じて契約獲得の目的で組織的、計画的に原判決別表の恐喝行為をしたという事案」と認定する（原判決18頁）。

しかし、本件はそのような事案ではない。

湖東協組関係者らの意思はともかく、関生支部組合員らは、産業政策運動のためにコンプラ活動を行っていたにすぎない。目先の契約を獲得しても、それは産業政策運動ではない。なぜなら、関生支部における産業政策運動は、アウト業者を協組に加入させることによって、アウト業者をなくすことが目的であるところ、目先の契約を獲得（変更）したとしても、その後もアウト業者が生コンの安売りを続ければ何の意味もないからである。

この点、関生支部で熱心にコンプラ活動を行ってきたにもかかわらず検察側証人として出廷した木下も、アウト対策とは「アウトの工場を各地域の協同組合に加盟をさすこと」であると認めているところである（第27回公判木下調書9頁）。さらに、木下は、産業政策運動は「生コン業界の安定を図るという部分とアウト対策をして生コン価格の値上げをかち取るといった部分が産業政策運動の一部」で、生コンの価格統制をすることが必要であり、そのことが労働者の労働条件を改善することにつながり、労使協調路線になると証言している（同99～100頁）。

この労使協調路線というのは、経営基盤が脆弱（ぜいじゃく）な生コン製造会社は、生コン販売においてはゼネコンに安く買いたたかれてしまうため、労使が一体となってゼネコンに対峙して、生コンの買いたたきを防ぐというものである。ここで重要なのは、生コン価格を上げるためには、生コン会社は協同組合に加入して生コン価格を統制することが必要だということである。なぜなら、安売りをする生コン会社があれば、価格統制は出来ず、ゼネコンは安売りをする生コン会社から購入することになるからである。しかも、安売りをすれば、その生コン会社には、必然的にどこかでひずみが出てくる。仮に生コンの品質を落とさないとすれば、労働者の賃金を抑えるか、安全面の経費を抑えるかをしなければ、安売りの原資は捻出できない。生コンの品質を保ち、労働者の賃金も適正に支払い、安全面の経費を確保するには、それに見合った価格で生コンが販売されなければならない。そのために、協同組合で価格統制をして、アウト業者による安売りを防がなければならない。そして、生コンの販売価格が上がれば、そこで働く労働者の待遇も良くなるだけでなく、生コン輸送を担っている関生支部組合員の待遇も良くなるのである。



最高裁判所（東京都千代田区）

逆に、アウト業者が生コンを安売りする限り、協同組合の生コンは売れなくなるか、安売りの価格競争に巻き込まれるかしかなく、生コン業界としてはマイナスでしかない。したがって、アウト業者をなくすことによって、産業政策を推し進め、生コン会社の経営を安定させるとともに、そこで働く労働者のみならず、生コン輸送に従事する関生支部組合員の労働条件の向上を目指してきたのである。しかも、2023（令和5）年3月6日の大阪高裁判決が正当に判示したとおり、関生支部は産業別労働組合であるから、労使関係がなくとも、生コン輸送業に従事する関生支部組合員の労働条件改善のために、生コン価格を安定させて生コン業界全体の安定を図るという産業政策運動を推し進めてきたのである。

以上のとおり、「本件は、関生支部組合員らと湖東協組関係者らが意思を相通じて契約獲得の目的で組織的、計画的に原判決別表の恐喝行為をしたという事案」などではなく、被告人をはじめとした関生支部組合員らが、産業政策運動を推し進めた事案であって、そのことは、検察側証人である木下も認めているところである。

また、原判決は同頁で、「被告人は、関生支部の執行委員長として、従前からの湖東地域におけるアウト対策の状況、（中略）対策の詳細について、報告を受けるなどして知っていたことが認められる。」と認定する。たしかに、執行委員会で、各ブロックにおける取組状況は報告されていたから、湖東ブロックでコンプラ活動が行われていたことは報告されていたとしても、「チェリオ2期工事においてアウト社が生コン供給契約を受注しており、これに対してコンプラ活動等のアウト対策が行われていること」までは報告されていたわけではない。執行委員会ではそこまで細かい情報までは報告されない。執行委員会では、被告人が冒頭の30分程度を使用して世界情勢や日本の政治状況を話した後、各ブロックからの報告がなされるが、もちろん、報告内容はコンプラ活動に限られない。各ブロックにおける様々な活動状況が報告されるため、むしろ、コンプラ活動は全体の報告の中ではごくわずかな一つの報告にすぎない。執行委員会は、3時間程度は行われていたから、湖東ブロックにおけるコンプラ活動の報告は、3時間の中のごくごくわずかな一つの報告にすぎないし、報告内容としてもコンプラ活動を行っていることまでであって、チェリオ2期工事であるとかダイセイであるとかまでが報告されていたわけではない。

すなわち、執行委員会では14のブロックと7つの専門委員会からそれぞれ報告がされていたから、執行委員会では各地の細かな情勢までは報告されていなかった。執行委員会は、組合の現状を把握して今後の運動を検討する会議である以上、ブロックごとの取組が報告されることはあっても、ブロック内の現場の状況まで報告されることはなかったのである。

仮に、被告人がチェリオ2期工事でのコンプラ活動を認識していたとしても、そのことから、恐喝の共謀があったと認定することはできない。なぜなら、コンプラ活動やアウト対策は、アウト業者をインにすることを目的としているから、その事実を知っていたとしても、恐喝までを認識していたことにはならないからである。コンプラ活動やアウト対策が恐喝の実行行為とされるのであれば、関生支部組合員らが起訴されている他の事件も恐喝罪で起訴されるはずであるが、フジタ事件以外はいずれも威力業務妨害事件で起訴され、恐喝罪では起訴されていない。フジタ事件が恐喝罪で起訴されているのは、北川による「大変なことになりますよ」「大阪でも何かあるかもしれませんよ」との発言があったからである。この北川による発言の存在が、他の威力業務妨害事件とは決定的に異なる。そして、証拠上、この北川発言について、城野と北川の通謀は認定できるとしても、北川と被告人との通謀を示す証拠は一切ない。

したがって、いずれにしても、被告人と共犯者らとの間に恐喝についての意思の連絡は認められない。

原判決は、「被告人が平成29年6月23日に湖東協組の副理事長と理事から同行時の生コン供給契約を獲得したいとの話を聞いて肯定的な態度を示すなどしたという事実も認められる」と認定する。しかし、被告人が朝夷及び北川と会食して、チェリオ2期工事の契約獲得依頼を了承したとの点は、検察官の冒頭陳述での指摘と明らかに異なる。すなわち、原原審の検察官冒頭陳述要旨第3の2記載のとおり（3頁末尾）、「朝夷、北川及び奥は、第一期工事分を失注したことに危機感を募らせており、第二期工事に係る生コン供給契約は是非とも獲得したいなどと考え、平成28年末頃、被告人武に対し、本件工事に係る生コン供給契約の獲得を依頼し、被告人武は、これを了承した。」となっており、上記の平成29年6月23日よりも半年以上前に被告人と話したことになっている。なぜ、検察官が平成28年末頃に北川らが被告人と会ったことにしたかといえば、それは、湖東協組が藤田商事に営業をかけようとしている時点の共謀がないと不自然だからである。（3面へ）

（2面から）

すなわち、北川が藤田商事に赴いたのは平成29年3月10日であるから、その前に北川らが被告人と会ったというストーリーにしないと不自然だと検察官は考えたのである。そのため、検察官のストーリーに合うように、朝夷と北川は検察官調書を作成したが、実際には平成28年末頃はおろか、北川が藤田商事に赴いた平成29年3月やその後も含めて、北川らが被告人と会食した客観証拠は一切なく、同年6月23日まで会食の記録はなかったのである。そのため、北川らは、証言では被告人と会った日にちを同日としたものの、検察官調書では検察官冒陳のとおり、平成28年末に被告人と会ったこととされていたのである。たしかに、検察官が描いたストーリーは自然な流れであったが、実際には平成28年末頃に北川らが被告人と会った事実がなかったため、調書記載内容から証言内容を変えざるを得なかったのである。しかしながら、実際に北川らが被告人と会った平成29年6月23日時点では、すでにほぼ現場の基礎工事は終了しており（同年7月1日から躯体工事開始）、契約獲得をできるような状況にはなかった。なぜなら、湖東協組としては、生コンの瑕疵担保責任の関係からアウト業者であるダイセイが供給した生コンに続けて、湖東協組が生コンを供給することはできないからである。


湖東生コン協同組合（滋賀県東近江市）

検察官が描いたストーリーとは異なった会食時期を北川らが証言した事実だけを見ても、そのストーリーは破綻しているといわざるをえず、北川らの証言には信用性は認められない。共謀のストーリーも破綻しているというべきである。

さらに、同年6月23日に湖東協組の副理事長と理事から契約獲得の話をされたということ自体が、近江アサノ代表者である金子の証言及び客観的証拠と完全に矛盾している。すなわち、上記4のとおり、同年4月18日の八日市ロイヤルホテルでの会合には、金子のほかに、朝夷、北川及び奥も参加していたところ、金子は、品質や瑕疵担保責任の問題から、協同組合とアウト業者とで同じ現場に生コンを共納することは出来ないと考えており、そのため、同日以降、金子が藤田商事に営業のために赴くことはなかった。そのため、湖東協組の運営会議の議事録には、議題の1番に「チェリオコーポレーション倉庫増築工事の件」とあり、「途中から当組合への注文の可能性があるとの情報あり（朝夷）近江アサノ金子氏よりの連絡では、既に決着済み案件（北川）」と記載され、湖東協組とはすでに関係がなくなった案件として処理されている（甲168）。


ダイセイ㈱ 湖東工場

結局のところ、金子のみならず、朝夷も北川も、同年6月23日よりも前の同年4月18日の時点で、チェリオの現場に湖東協組（すなわち近江アサノコンクリート）の生コンを納入することは出来ず、「既に決着済み案件」という認識だったのである。したがって、同年6月23日時点で、朝夷も北川も、被告人にチェリオの現場に湖東協組の生コン納入を依頼することはあり得ない。仮にこの時点で被告人が朝夷らの依頼を承諾したというのであれば、逆にそれは、被告人が八日市ロイヤルホテルでの会合や、北川の藤田商事における具体的発言などを被告人が知るよしもない。

（2）原判決「共謀についての事実誤認」（2）について

原判決は「共謀の成立には必ずしも外形的な行為や明示の意思連絡は必要なく、特定の犯罪を遂行することについて被告人と実行行為者との間に明示又は黙示の意思連絡があり、かつ、被告人と実行行為者との人的関係、被告人の地位や立場、犯行の態様、目的等の事情を考慮することにより、被告人が実行行為者を通じて自らの犯罪を実行したものと評価できるのであれば、被告人は共謀共同正犯として責任を負うべきものと解される」と判示する（原判決19頁）。

しかし、仮に、被告人がチェリオ2期工事の現場でコンプラ活動が行われていたことまでは認識していたとしても、いつかなるコンプラ活動が行われていたかまでは認識するはずもない。なぜなら、上記のとおり、執行委員会ではそこまで報告されていないからである。

原判決は、木下証言を元に、アウト対策の目的の1つがアウト社の受注している契約を関生支部と連携している協組に変更させることであったと認定するが、木下は、アウトをインに入れることもアウト対策の目的と証言している。もとより、木下の認識と被告人の認識が完全に同じではないし、仮に木下の認識と被告人の認識が一致していたとしても、上述のとおり、木下は契約獲得とともに、アウトをインに入れる（すなわちダイセイを湖東協組に加盟させる）ことも目的としていたのであるから、被告人が確定的に契約獲得の意図を持ってコンプラ活動についての共謀を行っていたことにはならない。

（3）小括

原判決は、共謀についての事実誤認の主張を排斥しているが、以上のとおり、原判決の認定は、産業政策運動という関生支部ひいては被告人の方針を正しく理解していないだけでなく、湖東協組理事らとの意思疎通についても、証言及び客観証拠に反する認定をしている。

したがって、原判決には、フジタ事件に関する共謀についての事実認定について、原判決を破棄しなければならない重大な事実の誤認がある。刑訴法411条にもとづき、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる事由に該当し、破棄を免れない。

6 結論

以上のとおり、原判決には憲法28条違反、憲法21条違反、判例違反、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

第4 結語

被告人が執行委員長をしていた関生支部は、産業別労働組合として、生コン産業に従事するすべての労働者の賃金等労働条件の改善を図るとともに、「練り屋」とさげすまされた生コン産業の社会的地位の向上などをめざし、これまで創意工夫を凝らした先進的な労働運動を推進してきた。原判決は、関生支部の弱体化と労働組合活動に対する萎縮的効果を招来し、憲法28条の労働基本権保障を著しく棄損するものである。

最高裁判所が労働者の視点に立って原判決を破棄しなければ、日本の労働運動はさらに衰退し、労働者の団結権がないがしろにされる時代が続くことになろう。

すみやかに原判決を破棄されるよう求める。

以上

行き過ぎた表現に一石を投じる和解成立

YouTube「アシタノワダイ」裁判

YouTube内で発信された内容で名誉を傷つけられたとして、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関生支部）前委員長の武建一氏が、運営元の株式会社ロックオン（澤田智弘・代表取締役）に対して起こした訴訟は2月22日、大阪地方裁判所で和解が成立した。

2020（令和2）年、ロックオン社は運営するYouTubeチャンネル「アシタノワダイ」で、「メディアが報道しない関西生コン事件とその後について漫画にしてみた」とのタイトルで動画を投稿。この中で、「関生支部は反社会的組織である」「労働組合という大義名分があればどんなことをしても逮捕されない。これで組合費がガッポガッポだ（ガハハ…）」と事実無根の発信をしただけでなく、武氏の容姿を、金色のネックレスに胸元のはだけた紫色のワイシャツを着用と著しく下劣に描き、これらが「個人の社会的評価を低下させ、名誉を傷つけた」と武氏側が訴えていた。

和解条項によると①被告は、令和2年12月頃から令和4年5月頃までの期間に、被告の運営するYouTubeチャンネル「アシタノワダイ」内において、原告のこれまでの活動について投稿した動画（以下、「本件動画」という）につき、原告が私利私欲のために労働組合法を悪用し、違法活動を主たる活動として私腹を肥やしていると誤解されるような表現があり、それにより原告の社会的評価を低下させかねなかったことに、遺憾の意を表する。②原告と被告は、今後、どのような方法によっても本件動画を閲覧できない状態に被告がしておくことを確認する、などが双方で確認合意された。

表現の自由は尊重されるべきものではあるが、事実に基づかない発信や、行き過ぎた表現に対して注意喚起を促す意味でも、今回の和解成立は一石を投じるものとなった。

事故原因の詳細を明かさぬまま 米軍オスプレイが飛行再開

アメリカ軍は昨年11月の鹿児島県屋久島沖での墜落事故を受けて見合わせていたオスプレイの飛行を、3月14日朝、普天間基地で再開させた。オスプレイが沖縄県内を飛行するのは昨年12月7日の飛行停止措置以来では初めてで、沖縄県が事故原因の詳細が明らかでない中での再開に反発を強めているほか、鹿児島県からも丁寧な情報提供を求める声があがっている。

突然の飛行再開

昨年11月29日、鹿児島県屋久島沖でアメリカ空軍所属のオスプレイCV22が墜落し、乗員8人が死亡した事故を受けて、アメリカ軍と陸上自衛隊はすべての機体について飛行停止の措置をとっていたが、3月13日、防衛省は「整備などを終えた機体から国内での飛行を段階的に再開する」と発表した。それによると、事故の再発防止のための安全対策として示された整備や教育を行ない、それらを終えた機体から、14日以降、順次、基本的な飛行を行ない、技能の練度を回復していくとしている。

こうした中、3月14日午前8時50分すぎ、アメリカ軍普天間飛行場で海兵隊所属のMV22オスプレイがホバリングを開始し、高度を上げて飛行を始めた。その後オスプレイは、那覇市の市街地上空などでも飛行している様子が確認された。


米軍普天間飛行場から飛び立つオスプレイ（3月14日）

アメリカ海兵隊第1海兵航空団も「14日から普天間基地でオスプレイの飛行を再開した」との発表を行ない、その理由について「アメリカ軍の機関が安全性を優先する綿密でデータ主導のアプローチに基づいて、安全に飛行できると判断したためである」としている。

事故原因は明示せず

一方、事故原因の詳細が明らかにされていない中での飛行再開については、地元の宜野湾市が懸念を示し、沖縄県も飛行停止措置の解除からほどなくの再開は「強引だ」などと反発を強めていたほか、鹿児島県からもより丁寧な情報提供を求める声があがっている。

防衛省は3月13日、県や県内の基地周辺市町村などに、飛行再開の方針を説明を行なったが、事故原因に関する詳細が明かされない中での再開は「納得できない」（松川正則宜野湾市長）など、厳しい声が上がっている。

いきなりの住宅上空の飛行に憤り 玉城・沖縄県知事



沖縄県の玉城知事は3月14日午後、県庁で記者団の取材に応じ、「沖縄防衛局から事故原因の特定および安全対策に関する説明があったが、具体的な内容は明らかにされず、県として到底納得できるものではなく、十分な説明があったとも言えない。こうした説明で飛行が再開されることには到底納得できず、認めることはできない」と述べ、飛行再開に強く抗議するとともに、アメリカ軍と日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めていく考えを示した。

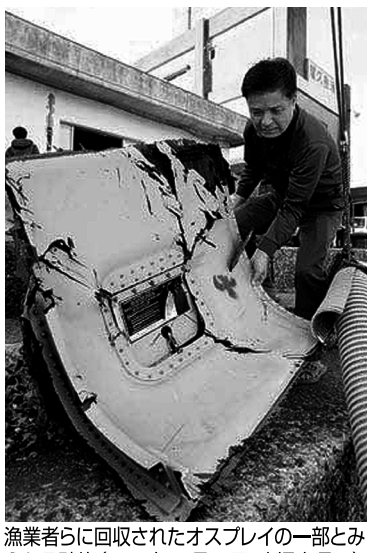
「地元への説明より先に、飛行再開の報道がなされたことも、大変遺憾。引き続き、米軍および日本政府に対し、事故原因や対策が明らかになるまで飛行を再開させないことと、オスプレイの配備撤回を求めていく」と述べた。

また、オスプレイの飛行が市街地で確認されていることについて、「ありえないと思う。いきなり普天間の住宅地の上空を飛ばすということ自体、非常に憤りを禁じえない」と述べ、アメリカ軍の対応を批判した。

さらに「オスプレイが配備されて以降、政府が国民に対して丁寧な説明責任を果たしてきたとは到底言えない。県内でも墜落していて、危険極まりなく、『欠陥機』ともやゆされている」と述べ、政府やアメリカ軍の対応を批判した。

そのうえで、「引き続き、アメリカ軍と日本政府に対し、事故原因や対策が明らかになるまで飛行を再開させないことと、オスプレイの配備撤回を求めていく」と述べた。

事故報告が合理的？


漁業者らに回収されたオスプレイの一部とみられる破片（2023年12月30日・鹿児島県で）

木原稔防衛大臣は3月9日の会見で「特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であるということを、これまでにないレベルで詳細に報告を受けている。私自身も、その報告を受けて合理的だと納得している」と語った一方で、米国内で訴訟が行なわれる可能性があり、現時点では事故原因を明らかにできないと説明しているが、この点について、玉城知事は「合理的であると認められた内容が、アメリカ側の特段の事情によって公表することができないということについて、非常に我々としては納得できない」と述べた。

さらに「日本政府側としては、もう少し国民に対して丁寧な説明を行ないたいと申し入れ、不安を払拭するための何らかの方法を取るべきではなかったか。引き続き、その説明を求めていかなければならない」と強調した。「危険極まりない欠陥機と揶揄されているオスプレイの配備は、即時撤回すべきだということをこれからも要求し続けていきたい」とも語った。

陸自オスプレイも飛行再開

陸上自衛隊は、昨年11月のアメリカ軍の墜落事故を受けて見合わせていたオスプレイの飛行を3月21日、千葉県の駐屯地で再開させた。当面は、駐屯地の周辺や洋上などで基本的な訓練を行なうとしている。

陸上自衛隊は、輸送機オスプレイ14機を千葉県の木更津駐屯地に暫定的に配備しているが、昨年11月、鹿児島県屋久島沖でアメリカ軍のオスプレイが墜落して乗員8人が死亡した事故を受け、飛行を見合わせてきた。

アメリカ軍が事故原因を特定したとして、3月8日に飛行停止の措置を解除したことを受けて、陸上自衛隊は機体の整備や隊員の教育を行なったうえで、21日から飛行を再開させた。

陸上自衛隊は当面は、駐屯地の周辺に設定されている飛行ルートや洋上などで基本的な訓練を行なったうえで、より高度な訓練や任務に当たっていくとしている。

オスプレイはどこに配備されている

防衛省によると、アメリカ軍が日本に配備しているオスプレイは昨年11月に鹿児島県屋久島沖で墜落した機体を除いて、空軍（CV22）が5機、海兵隊（MV22）が24機の合わせて29機。配備場所は空軍が東京の横田基地、海兵隊が沖縄県の普天間基地である。

このほか、沖縄県の嘉手納基地に海軍（MV22）の3機が日本国外から展開している。

陸上自衛隊が運用しているオスプレイ（V22）は現在、千葉県の木更津駐屯地に12機、佐賀県の目達原駐屯地と熊本県の高遊原分屯地にそれぞれ1機ずつ置かれていて、木更津駐屯地の機体を優先して飛行を再開させるとしている。

当面は駐屯地の周辺で飛行し、必要な練度を回復したうえで、飛行エリアを拡大させるかどうか検討するとしているが、住民の不安が一向に解消されていない中での飛行再開には強く抗議する。

陸自オスプレイの部品落下 昨年7月 事実を公表せず

昨年7月に東京湾周辺で訓練飛行をしていた陸上自衛隊のV22オスプレイから、部品が落下していたことが3月14日、明らかになった。この事実を陸上自衛隊では、「外部への影響が少ない」と判断し公表していなかった。

陸上自衛隊によると、V22オスプレイは昨年7月11日午前、木更津駐屯地（千葉県）を離陸。東京湾周辺で訓練飛行を行なった後、駐屯地での着陸後の点検で、左エンジンのナットや配線の一部が無くなっていたことが判明した。陸上自衛隊のオスプレイが部品を落下させたのは初めて。

木更津駐屯地は海に面しており、海上で落下した可能性があるため影響は少ないと判断。オスプレイを運用する第1ヘリコプター団の団長が非公表を決めたという。

航空自衛隊や海上自衛隊は部品落下事案について基本的に全て公表しており、「公表しないのは隠蔽に他ならない」と批判が噴出している。


部品落下事故を起こした機体と同型のV22オスプレイ

地域アソシエーションの芽（60）

京都大学名誉教授　本山美彦

土をめぐる勢力（6）

遺伝子組換え作物とゲノム編集作物

外からの遺伝子組込みを残すのが、遺伝子組換え作物であり、外からは持ち込まず、同じ生体内のDNAの一部を切り取るか、付け足すことによって、創られたのが、ゲノム編集作物である。

ゲノムとは、遺伝子（gene）と染色体（chromosome）の2つの単語から合成された言葉で、DNAのすべての遺伝情報のことである。そもそも、DNA自体が、「デオキシリボ核酸」（deoxyribonucleicacid）の頭文字を取った略語である。

DNAは、遺伝情報を構成する物質であり、遺伝とは、自分の眼が親の眼と似ているなど、親の生物学的な特徴が子供の自分に伝わることである。それを伝えるDNAの一部分が遺伝子である。

遺伝子組み換え作物は一般にGM作物（Genetically Modified Crops）と称されている。ある生物から有用な遺伝子を取り出し、別の生物の遺伝子に挿入することによって開発されたものである。日本では、輸入大豆の94％、輸入ナタネの91％、輸入トウモロコシの91％、がGMである。

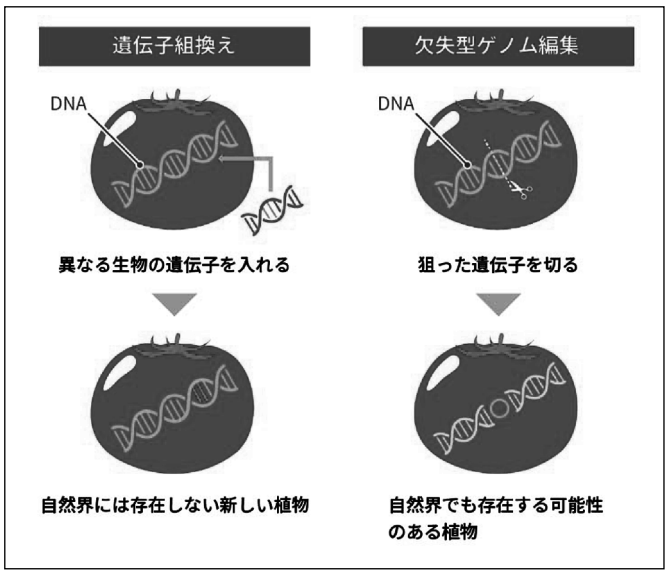
資料は旧いが、2015年時点で全世界の大豆作付け面積の83％、トウモロコシの29％、ワタの75％がGM作物である（ISAAA=International Service for the Acquisition of Agri-biotech Applicationsの調査報告）

2024年2月現在、日本で食品として安全性が確認され使用が認められているGM作物は、9種類333品種ある。日本における農産物の自給率は、トウモロコシ、ワタおよびナタネでは0％、大豆では6％という数値を典型として、日本の農産物需要は海外からの輸入により賄（まかな）われてきた。日本への主要輸出国では、これらの作物にGM品種が高い割合で使用されている。日本が輸入している農産物の90％がGM品種であると推測される。食品としてGM作物が多く使われているのは、コーン油、大豆油、ナタネ油、などの食用油、コーンスターチ、コーンシロップなどである。また、GM作物は家畜の飼料としても多く使われている。しかし、その実態はあまり知られていない（https://cbijapan.com/about_use/usage_situation_jp/）。

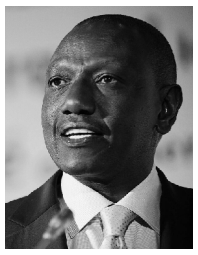
農産物生産量の上位5か国（米国、ブラジル、アルゼンチン、カナダ、インド）の栽培面積合計だけで1億5240万ヘクタールと、世界中の栽培面積全体の約90％を占めている。上位5か国中4か国が南北アメリカの国々である。今後の世界の農業政策は、これら上位国の農業政策に大きく左右されることになるのは必至である。



ゲノム編集技術を使って開発中の高GABAトマト



非GMの退潮



ウィリアム・ルト

GMの品種別では、除草剤耐性品種が1億50万ヘクタール（59％）と全体の過半を占めている。ここでは、大豆が中心である。そして、2007年以降は、害虫抵抗性だけを持つ品種よりも、除草剤耐性と害虫抵抗性の両者の特徴を併せ持つスタック（掛け合わせ、stacked）品種と呼ばれるものが拡大し、2012年には4370万ヘクタール（25・7％）と、害虫抵抗性だけの品種の2610万ヘクタール（13・3％）を大きく上回ってきている。すでに、2012年時点で世界の商業用種子の約3分の1が遺伝子組換え品種になっていた（https://www.jkri.or.jp/PDF/2013/sogo_67_mishi.pdf）。

2022年9月、就任したばかりのケニアのウィリアム・ルト（William Ruto）大統領が、過去10年間にわたってGM作物の栽培と輸入を禁止していた法律を廃止すると発表した。継続する干ばつと食料安全保障の強化のためだとしている。つまり、異常気象と世界情勢の変化に対応するため、背に腹は代えられない事情が後押ししている（https://toyokeizai.net/articles/-/636603?page=4）。

世論の多くは、脱GMであるにも関わらず、実際にはGM作物の比率が高まり、非GM作物の退潮をとどめることができないのは、現在の土地所有制度に原因がある。小農が生産した作物は買い叩かれ、土地を手放そうにも、これも大プランテーションからきわめて安い価格を提示されてしまえば、現在、世界中で起きている農民反乱に表されているように、小農たちは政権批判をしつつ、GM開発プランナーたちに土地を貸し出すしか途は残されていないのである。

小農たちの連帯を創世界的な新しいコミュニティの一刻も早い結成が待望まれる。

次回は、ゲノム編集作物について説明する。



日本で流通が認められているGM作物

提言文芸

~投稿歓迎~

・裏金も 派閥解散で 闇と化す　（小林一首）

・万博を 止めて、モノ・カネ 被災地へ　（瀬戸際の花嫁）

国民は派閥ではなく裏金に怒っています。派閥解散でうやむやにされてはいけません。万博パビリオン建設の遅れも目立ち、「本当に出来るの?」という声も多いです。この際、被災地復興を優先させてはいかがですか。そうできない事情があるのですかね。裏金とか…

社会資本政策研究会
〒533-0032
大阪市東淀川区淡路三―六―三一
協同会館アソシエ1階
電　話（〇六）四八六二―四〇二二
ＦＡＸ（〇六）四八六二―四〇二三

サンセイ生コンクリート株式会社
代表取締役　稲村義昭
〒651-1412
兵庫県西宮市山口町下山口二六五一―一
電　話（〇七八）九〇四―三六九一
ＦＡＸ（〇七八）九〇四―二一〇七

関連団体を支援する会
ＫＵ

関西生コン関連経営者会

今年も開催します
ベトナムフェスティバル2024
4/27・4/28 大阪城公園で 入場無料

昨年6月、日越外交関係樹立50年を記念して、大阪で初めて「ベトナムフェスティバル2023」が開催され、2日間で延べ10万人の来場者を迎え大成功を収めました。今年は開催時期を4月に移し、さらにパワーアップした「ベトナムフェスティバル」が開催されます。



ベトナムフェスティバルは、ベトナム政府が唯一公認する海外の交流イベントです。イベントを通じ、広く日本人にベトナムを理解する機会を創出しています。ベトナムの楽しさ、美しさを日本人に伝え、在留ベトナム人と日本人の交流、日本企業とベトナム企業の交流を図り、日越文化交流のプラットフォームとしての役割を果たしています。



会場にはベトナムのトップアーチストが来日公演を開くほか、フォー（米粉麺）やバインミー（ベトナム風サンドイッチ）、揚げ春巻き、チェー（ベトナム風ぜんざい）などのベトナム料理や、ベトナム雑貨のブースが多数出店します。

今年の「ベトナムフェスティバル」は4月27日（土）・28日（日）の二日間、大阪城公園・太陽の広場（地図参照）で開催されます。時間は両日ともに10時から20時まで。雨天決行。入場無料。


フォー

ベトナムからトップアーティストが来日！

今回、ベトナムで大人気のシンガー、オレンジ（Orange）とホンハイ（Hoang Hai）の来日が決定。

オレンジはYouTubeでの再生が2億回以上の大ヒットを記録し、「アジア超新星賞2019」を受賞。圧倒的な歌唱力とリズム感は世界レベルと期待されているシンガーです。ホンハイはベトナム音楽業界「Vポップ」王子と呼ばれ、「GreenWave有望若手歌手賞」を受賞。

その他、ベトナムと日本の著名アーティストがステージを盛り上げます。

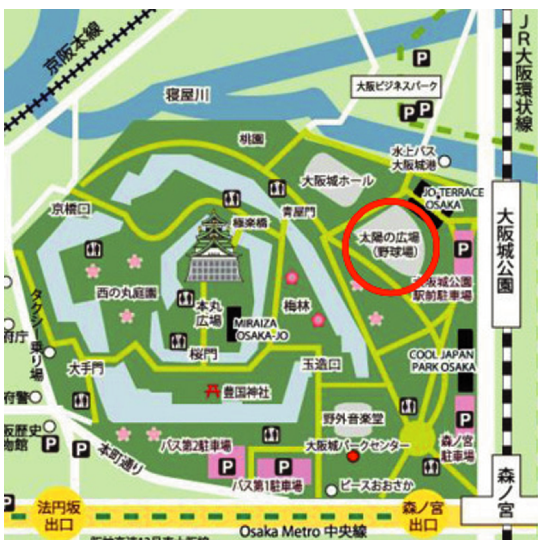

バインミー

◆

組合総研も参加協力する日越関西友好協会主催：ベトナムフェスティバル2024大阪実行委員会。

後援：ベトナム外務省、ベトナム文化スポーツ相、外務省、大阪府、大阪市大阪商工会議所、日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部、日越関西友好協会ほか。


チェー



会場は大阪環状線「大阪城公園駅」下車すぐ

詳しい情報はオフィシャルサイトをご覧ください

組合総研は、厚く御礼申し上げます。

頑張れ尾上部屋
日大トリオが安定の勝ち越し

大相撲三月場所（エディオンアリーナ大阪／大阪府立体育会館）は、「荒れる春場所」と言われるが、初日から横綱、2大関に土がつくという、波乱を予想させる展開から始まった。そんな中、新入幕の尊富士（伊勢ヶ濱部屋）が13勝2敗で初優勝を果たした。新入幕の力士が優勝するのは1914（大正3）年の元関脇・両國以来、実に110年ぶりの快挙だ。また、日本相撲協会によると、大銀杏が結えない力士の優勝は極めて異例であるとのこと。初土俵から10場所目での幕内最高優勝は、今の年間6場所制が定着した昭和33年以降、最も早い記録となる。


山田海（左）を押し出しで、序ノ口白星発進を飾った伊波

異色の力士の伊波
序ノ口を白星発進

日大卒業後、鹿児島県スポーツ協会への就職を経て初場所で角界入りした「異色の経歴」で注目を集める序ノ口八枚目・伊波。序ノ口デビューとなった三月場所初日の3月10日、山田海（出羽海部屋）に何もさせず、圧巻の取組で押し出し、見事、白星発進を飾った。

午前中の取組で、客席はほとんど埋まっていない中、堂々たる振る舞いの衝撃デビューに、客席からの歓声が飛ぶ一幕もあり、伊波に対する注目度の高さを窺わせた。

圧倒的な強さで白星を重ねていたが、十一日目（3月20日）に土がつき、惜しくも序ノ口優勝は逃したものの、圧倒的な相撲内容は今後の活躍を期待させるに十分だ。

鹿児島県奄美市の伊波は現在23歳。189㎝・145kgの恵まれた体格は存在感もひと際。そのただならぬ風格に「序ノ口の体じゃない」などファンから驚きの声が。「雰囲気あるな」「強そう」といった声も寄せられていた。

連続勝ち越し続く
同期の春山と城間

伊波と日大同期の春山と城間は、今場所も安定した取り組みを見せ、入門以来の勝ち越しを続けている。来場所以降も日大同期の3人の活躍、そして尾上部屋からの関取誕生への期待が膨らむ。

三月場所　尾上部屋力士成績

☆印は勝ち越し

番付	四股名	成績
【幕下】		
東11枚目	北天海	3勝4敗
西17枚目	春山	☆5勝2敗
西39枚目	穂嵩	2勝5敗
東41枚目	城間	☆4勝3敗
【三段目】		
東34枚目	高馬山	2勝5敗
東43枚目	大海	☆5勝2敗
西67枚目	照寶	2勝5敗
東75枚目	坂林	☆4勝3敗
【序二段】		
東14枚目	九鬼王	2勝5敗
西29枚目	玄武丸	2勝5敗
西38枚目	高倉山	3勝4敗
西68枚目	富士の輝	☆4勝3敗
【序ノ口】		
東8枚目	伊波	☆6勝1敗

※五月場所（夏場所）の番付は4月30日に発表

アンケート ご協力のお願い

平素、『提言』読者の皆様にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。

『提言』編集部では、よりよい紙面づくりのために広く読者の声をお聞きしたいと考えております。つきましてはご多忙の事とは存じますが、皆様にアンケートのご協力の程お願い申し上げます。

ご回答いただけます場合は、同封のアンケート用紙に記入の上、ファクシミリで返信いただくか、もしくはホームページのアンケート記入フォームからご回答をお寄せください。

（http://www.kumiaisouken.com/questionnaire/questionnaire.html）

ホームページからのご回答はこちらから